

訪問介護（ホームヘルプサービス）に関する意見・要望について

山口県訪問介護事業所連絡協議会
代表 永田 英



今日、人口減少・少子高齢化が急速に進行するとともに、要支援・要介護者数も年々増加し、そのなかには住み慣れた地域で支援・介護を望まれる高齢者も多いです。

そのため、訪問介護事業は、コロナ禍においても在宅生活を支える中心的なサービスとして重要な役割を担っています。しかし、介護報酬の改定や人材・人員不足により、経営環境は益々厳しさを増しています。

このようななか、訪問介護員は在宅ケアの最前線で最後の砦として、障害児・者から高齢者までを幅広く支援しており、「地域共生社会の実現」という観点においても、日々利用者の生活に密着し、自立支援・重度化防止に向けたサービス提供を行う専門職として、地域の多様な関係者や関係機関と連携・協働をすすめ、地域づくりに資することもめざして活動しています。

山口県訪問介護事業所連絡協議会は、コロナ禍においても利用者に良質なサービスを提供し、また提供主体である訪問介護事業所の安定的な経営を図ることと、「地域共生社会の実現」を視野に入れ、次の事項について強く要望します。

1 長期化するコロナ禍への対応について

現在、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況下において、在宅ケアの最前線を担う訪問介護員は、自身の感染や利用者間の感染を媒介してしまうことへの不安を抱えつつも、感染対策を徹底し、利用者の重度化防止、自立支援に向けてサービスを継続しています。

また、通所介護事業所等が休業した場合や感染して自宅療養する要介護高齢者や障害（児）者へのサービス提供など、在宅ケアの最後の砦としての役割が期待されています。

そのようななか、衛生用品や人件費、通信費等の感染症対策のかかり増し経費が発生しており、訪問介護員自身の肉体的・精神的負担も増加しています。

今後も訪問介護員が安全にサービスを提供し、利用者も住み慣れた地域の中で安心してサービスを受けられるように下記の事項について要望します。

- (1) 利用者が安心して訪問介護のサービスを受けられるように、介護報酬における「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価」を継続していただくことを要望します。（新規）

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の柱となるワクチン接種について今後予想される3回目のワクチン接種が円滑に進められる体制の確保と訪問介護事業所等の従事者も高齢者施設の従事者と同様にワクチン接種が受けられるようご配慮を賜りますようお願いいたします。(新規)
- (3) 県外から帰省された家族に接触したことで、施設利用(通所サービス・短期入所サービス)を断られた利用者の在宅での受け入れ依頼が突然あり、感染リスクを感じながらも最後の砦として、訪問介護員は対応している現状と精神的・身体的負担が大きい現状があります。感染対策を行う上でも経費がかかることから安定的に運営できるように新たな加算の創設や財政支援を要望します。(新規)

2 介護報酬の見直しによる福祉人材のさらなる処遇改善を

現行の報酬額では、正規常勤職員として雇用ができず、非常勤職員に依存せざる得ない実態があり、雇用の定着や新たな人材の確保、高い専門性の涵養という観点では限界があります。訪問介護サービスの専門性を適切に評価いただくとともに、質を維持・向上するためには、基本報酬の底上げを図られることを強く要望します。(継続)

3 住み慣れた地域・在宅での充実した生活のための支援体制を

住み慣れた地域・在宅での充実した生活の支援をおこなうため、生活援助を主として必要としている利用者への訪問介護における生活援助サービスの継続が可能となるような環境づくりを今後も図られることを要望します。(継続)

4 特定事業所加算の区分支給限度基準額対象外への見直しについて

多くの事業所が特定事業所加算を算定していますが、本来算定できる加算よりも下位の加算を取得している事業所もあります。加算により区分支給限度額基準を超えてしまうことへの懸念がその大きな理由の一つです。また、通所介護等その他のサービスにおける、質の高いサービスを提供する事業者を評価する「サービス提供体制強化加算」は、区分支給限度基準額に含まれていないことから、特定事業所加算においても区分支給限度基準額の対象外として頂くことを要望します。(新規)

5 運営規定等書類の統一化について

他県においては、運営規定等の書式やひな形があり、事業所名や人員等の各事業所により異なる部分のみ記入するようにされています。山口県においても運営規定等書類の見直しや訂正など互いの業務効率の改善のためにも可能な書類の統一を図られることを要望します。(新規)

6 介護福祉士の国家試験における試験会場について

介護福祉士国家試験について、山口県内に試験会場がないため、近隣の県へ往來することになります。コロナ禍において、会場での感染対策は十分に行われていると思われませんが、公共交通機関や宿泊場所の利用等で感染リスクはあります。

暫定的にでも山口県内で受験できるよう要望します。(新規)